

産業廃棄物処理施設設置許可証

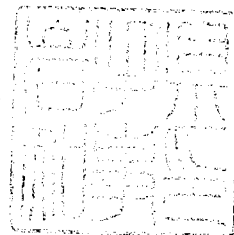
令和4年3月11日

住 所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地 6

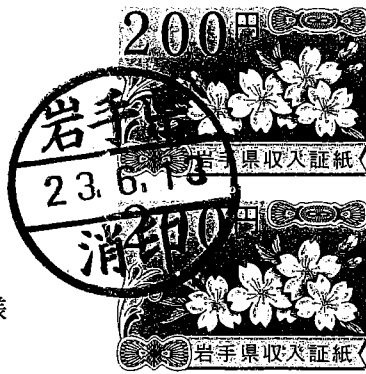
氏 名 ニッコー・ファインメック株式会社 代表取締役 小野寺 真澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業  
廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	令和4年3月11日	許可番号	第121007-20号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃プラスチック類の破碎施設（令第7条第7号施設） 木くずの破碎施設（令第7条第8号の2施設） ・廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。） ・木くず ・金属くず（自動車等破碎物であるものを除く。） ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物であるものを除く。） 以下余白		
設置場所	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森56番1、56番2、56番3、62番、69番及び76番 以下余白		
処理能力	・廃プラスチック類 11.2 t/日 (8h) (1.4 t/h) ・木くず 15.2 t/日 (8h) (1.9 t/h) ・金属くず 12.8 t/日 (8h) (1.6 t/h) ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物であるものを除く。14.4 t/日 (8h) (1.8t/h) 以下余白		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



平成 23 年 6 月 8 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

氏名 ニッコー・ファインメック株式会社

代表取締役 小野寺 司



### 証 明 願 い

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を取得していることの証明が必要なので、下記について証明願います。

#### 記

1. 許可年月日 平成11年5月6日
2. 許可番号 第8-1号
3. 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類の焼却施設（令第7条第8号）  
廃プラスチック類
4. 設置場所  
岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6
5. 処理能力  
0.6 t / 日



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成**23**年 **6**月**14**日

岩手県知事 達増 拓也

